

共同企業体コンソーシアム協定書

＝留意事項＝

※ 本協定書は見本で、修正・追加は可。ただし下記の条項を網羅すること。

※ 構成員数による記載方法は下記を参考。

2社の場合 : () と () とは、

3社の場合 : ()、() 及び () とは、

4社以上の場合: () 外、別紙に掲げる () 社とは

宮崎県県立学校教職員用端末（校務・教育活動用）賃貸借に係る企画提案競技について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 共同企業体（コンソーシアム）は、次に掲げる業務（以下「本業務」という。）を連帯して営むことを目的とする。以下、共同企業体をコンソーシアムと呼ぶ。

（業務名称）県立学校教職員用端末（校務・教育活動用）賃貸借調達業務

（名称）

第2条 本コンソーシアムは、「〇〇〇〇〇〇コンソーシアム」と称する。

（事務所の所在地）

第3条 本コンソーシアムは、事務所を《 所在の場所 》 に置く。

（設立の時期及び解散の時期）

第4条 本コンソーシアムは、令和 年 月 日に成立し、その存続期間は、令和 年 月 日までとする。ただし存続期間を経過しても本業務の履行後3月を経過するまでの間は解散することができない。

2 本コンソーシアムは、本業務を受託することができなかったときは、令和 年 月 日に解散するものとする。

（構成員の所在地及び名称）

第5条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

所 在 地

商号または名称

代 表 者

役 割 : 役務・契約・請求

所 在 地

商号または名称

代 表 者

役 割 : 役務・契約・請求

所 在 地

商号または名称

代 表 者

役 割 : 役務

(代表者の名称)

第6条 本コンソーシアムは《 商号又は名称 》を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の履行に関し、コンソーシアムを代表してその権限を名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに契約代金の請求、受領及びコンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは構成員全員をもって運営委員会を開く。

2 運営委員会は、組織及び編成並びに本業務の履行の基本に関する事項、出資管理方法その他のコンソーシアムの運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定する。

(構成員の責任)

第9条 各構成委員は、本業務の履行に伴いコンソーシアムが負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第10条 本コンソーシアムの取引金融機関は、コンソーシアムに所属する契約及び請求の権限を持つ構成員との取引金融機関とする。

(決算)

第11条 本コンソーシアムは、本業務の履行完了後、本業務について決算するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第12条 決算の結果欠損金を生じた場合には、構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利業務の譲渡の禁止)

第13条 本協定書に基づく権利業務は、他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する処置)

第14条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、コンソーシアムが本業務を終了する日までは脱退することができない。

- 2 前項の規定により業務途中において脱退した者がある場合は、残存構成員が連帯して本業務を完成する。
- 3 脱退した構成員の出資金（商品の仕入れ代金等）の返還は、決算の際に行うものとする。
- 4 決算の結果利益を生じた場合であっても、脱退した構成員の利益の配分は行わない。

(構成員の除名)

第15条 本コンソーシアムは、構成員のいずれかが、業務途中において重要な業務の不履行、その他構成員から除名すべき不当な事由を生じた場合は、当該構成員を除く全ての構成員の承認を得て、当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の規定により構成員を除名する場合は、当該構成員及び宮崎県に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 前条第2項から第4項までの規定は、第1項の規定による除名について準用する。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第16条 第16条第2項から第4までの規定は、構成員のいずれかが業務途中において破産又は解散した場合に準用する。

(代表者の変更)

第１７条 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合は、従前の代表者に代えて、発注者及び他の全ての構成員の承諾を得て、残存構成員の中から代表者を選任するものとする。

（解散後の瑕疵担保責任）

第１８条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき、瑕疵があったときは、各構成員は連帯して責任を負うものとする。

（協定書に定めのない事項）

第１９条 この協定書に定めのない事項については、コンソーシアムにおいて定めるものとする。

（ ）外（ ）社は、上記のとおり県立学校教職員用端末（校務・教育活動用）貸貸借調達業務に関するコンソーシアム協定書を締結したので、その証拠としてこの協定書（ ）通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和 年 月 日

商号又は名称
代表者職氏名 ⑩

商号又は名称
代表者職氏名 ⑩

商号又は名称
代表者職氏名 ⑩

商号又は名称
代表者職氏名 ⑩